第三十五条第二項及び第七十七条第三号中「及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による東南海・南海地震防災対策推進計画」を「、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十五号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

環境大臣　石原　伸晃

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項の次に次の一項を加える。

5　地下水・地盤環境室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百八十八号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条第二項の規定により読み替えて適用する総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第四条第一項の規定に基づき、読替え後の同令第四条第一項の法人を次のように指定する。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

名　称	住　所
一般社団法人地方税電子化協議会	東京都千代田区永田町一丁目十一番三十二号

附　則

この告示は、平成二十六年一月一日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四五七二	二五、一二、六	相田　五郎
四五七三	二五、一二、六	飯塚　貴穂
四五七四	二五、一二、六	横山　等
四五七五	二五、一二、六	望月　佳子
四五七六	二五、一二、六	山宅　孝道
四五七七	二五、一二、六	相川　高志
四五七八	二五、一二、六	福元　俊介
四五七九	二五、一二、六	黒瀬　辰夫
四五八〇	二五、一二、六	巖　斗一

○消防庁告示第二十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した日本消防検定協会から代表者氏名及び認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の変更の届出並びに一般財団法人日本消防設備安全センターから認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十五年十二月二十七日

消防庁長官　大石　利雄

一　日本消防検定協会

イ　変更後の代表者の氏名

坂井　秀司

ロ　変更後の認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具

(イ)　自動火災報知設備の地区音響装置

(ロ)　非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン

(ハ)　非常警報設備の放送設備

(ニ)　パッケージ型自動消火設備

(ホ)　総合操作盤

(ヘ)　放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

(ト)　屋内消火栓設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管）の簡易操作型放水用設備、消火栓弁、ノズル及び消防用ホースと結合金具の装着部

ハ　変更の日

平成二十五年十月一日

二　一般財団法人日本消防設備安全センター

イ　変更後の認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具

(イ)　屋内消火栓及び連結送水管の放水口

(ロ)　合成樹脂製の管及び管継手

(ハ)　ポンプを用いる加圧送水装置

(ニ)　加圧送水装置の制御盤

(ホ)　総合操作盤

(ヘ)　噴射ヘッド

(ト)　不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備（以下「不活性ガス消火設備等」という。）の音響警報装置

(チ)　不活性ガス消火設備等の容器弁及び安全装置並びに破壊板

(リ)　放出弁

(ヌ)　不活性ガス消火設備等の選択弁

(ル)　不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤

(ヲ)　移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール

(ワ)　定圧作動装置

(カ)　火災通報装置

(ヨ)　避難はしご

(タ)　すべり台

(レ)　避難ロープ

(ソ)　救助袋

(ツ)　開放型散水ヘッド

(ネ)　パッケージ型消火設備

(ナ)　中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識

(ラ)　金属製管継手及びバルブ類

(ン)　圧力水槽方式の加圧送水装置

ロ　変更の日

平成二十五年九月十七日

○財務省告示第三百九十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・八トン
二	○トン
三	四トン
四	一九、八九三トン
五	九八二トン
六	五トン
七	一五トン
八	一トン
九	二七、二四九トン
一〇	四、三九四トン
一一	一、七七五トン
一二	四八、六二五トン
一三	四、〇一一、二三九トン
一四	八二四、二一二トン
一四の二	三五一、五七五トン
一五	三〇〇トン
一六	六、七四七トン
一七	八三、八八七トン
一八	一〇、〇六九トン
一九	八四二トン
二〇	五一四トン
二一	一六、二四〇トン
二二	四五六トン
二三	三、〇九八トン